

令和2年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

ページ

議案第 137 号	損害賠償の額の決定及び和解について	1
議案第 138 号	損害賠償の額の決定及び和解について	2
議案第 139 号	和解について	3

II 請願説明

請願第 14 号	25 人下限条件をなくし、真の 30 人学級実現を求めることについて
請願第 15 号	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて
請願第 16 号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて
請願第 17 号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて
請願第 18 号	防災対策の充実を求めることについて
請願第 19 号	全国に先駆けた三重県独自の学級編制基準の導入により、誰一人取り残さない、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて

III 所管事項説明

ページ

1	「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答（教育委員会関係）について	5
2	新型コロナウイルス感染症への対応について	7
3	県立高等学校の活性化について	9
4	水産高等学校大型実習船「しろちどり」について	16
5	杉の子特別支援学校について	18
6	学力向上の取組について	19
7	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和元年度分）について	25
8	鈴鹿青少年センターの見直しについて	37
9	三重県総合教育会議の開催状況について	40
10	審議会等の審議状況について	44

令和2年10月9日
教育委員会

I 議案補充説明

議案第137号

損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

令和2年5月1日、県立特別支援学校伊賀つばさ学園校門付近において、職員が草刈り機にて除草作業中に小石が飛散し、付近を通過した車両の窓ガラス等に損傷を与えました。

この事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方および損害賠償額

氏名 年岡 健

損害賠償額 206,470円（車両の窓ガラス等修理費用）

3 和解の内容

過失割合 10（県）：0（相手方）

議案第 138号

損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

令和2年5月26日、県立津工業高等学校通用門を車両が通過した際に、固定されず緩んでいた側溝蓋を踏み、跳ね上がった側溝蓋が車両に接触し、車両前輪後部等に損傷を与えました。

この事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方および損害賠償額

氏名 中西 啓介

損害賠償額 62,150円（車両前輪後部のフェンダー等修理費用）

3 和解の内容

過失割合 4（県）：6（相手方）

和解について

1 概要

原告は、県立高等学校在学中の平成27年度に部活動の生徒やクラスメートからいじめを受けたが、学校がいじめとして適切に対応しなかったため、平成28年度にも別の同級生からSNS上に誹謗中傷を書き込まれ、不登校になったとして、平成29年7月25日に慰謝料等173万3,798円（令和元年10月10日に訴えの変更申立により請求額を183万3,798円に変更）の支払いを求め、三重県を被告として津地方裁判所に訴えを提起しました。

平成27年度の出来事について、学校は原告の保護者と相談し、原告が登校できることを最大の目標に、原告とクラスメート、部活動の生徒との関係修復に注力し、原告の友人に指導するなど、一つひとつの出来事をいじめとはしていませんでしたが、一連の出来事全体を捉えて対応し、校内のいじめ防止委員会でも共有するなどの対応をしてきました。

平成28年度に発生したSNSでの書き込み行為については、いじめの重大事態として文部科学省の指針もふまえ、外部専門家（弁護士・臨床心理士）を加えた調査委員会を設置し、調査を行うなど対応にあたってきました。

これまで口頭弁論や弁論準備手続により審理が進められてきましたが、令和2年7月30日に津地方裁判所より和解勧告がありました。和解条項の内容については、平成27年度の出来事の中にいじめに該当する事実があったこと、引き続き平成28年度に発生したSNS上でのいじめの中に重大事態に該当する事実が起こったことを双方が確認し、これら一連の事態に対し、学校として一定の対応をしてきたとする内容であることから、県として和解しようとするものです。

2 和解の相手方

県立高等学校生徒（事件当時）

3 和解の内容

- (1) 被告は、平成27年度の出来事（原告が、部活動の生徒（クラスメートも含む。）から一方的に責められた事件等）の中に、いじめ防止対策推進法に定義される「いじめ」に該当する事実があったこと、同事実に引き続き発生した、平成28年度の出来事（特にSNS上での原告に対するいじめ）の中に、同法に定義される「重大事態」に該当する事実が起こったことを認める。
- (2) 学校としては、上記一連の事態に対し、一定の対応をしてきた。しかしながら、被告は、上記一連の事態が学校場で起こってしまったことについて、謝罪する。
- (3) 被告は、今後、いじめ防止対策推進法にのっとりた指導を行っていくことを約束する。

- (4) 原告は、平成27年度の出来事について、関係生徒に対する損害賠償請求権を放棄する。ただし、原告から独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する災害共済給付請求権を免除する趣旨ではない。
- (5) 原告は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する災害共済給付金請求権を除き、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、原告から独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する災害共済給付金請求権を除き、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 原告と被告は、本訴訟が終了したことを合意する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 今後の対応

県教育委員会としましては、再発防止の取組を徹底するとともに、いじめの早期発見、組織的な対応など、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止対策にしっかりと取り組んでいきます。

1 『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
221	子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	教育委員会	<p>歯と口の健康づくりについて全体の底上げは大切であるが、虫歯の状況と家庭の経済状況には密接な関係があると言われていたことから、経済格差との関連性について分析を行い、それを踏まえた対策についても実施されたい。</p> <p>臨時休業期間においては、各家庭での学習状況にかなりの差が生じた。再開後、学習指導員や非常勤講師を配置するなどさまざまな対応を講じているが、今後、学齢が上がるにつれて格差が広がることのないよう市町とも連携し丁寧に取り組まれたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により部活動も大きな影響を受けている。部活動ガイドラインに感染症対策に係る新しい考え方を記載するよう検討されたい。</p>	<p>歯みがき指導や歯科受診に加え、学校において集団でフッ化物洗口に取り組むことにより、家庭の状況に関わらず効果的な虫歯予防ができます。このため、市町等と連携し、フッ化物洗口も含めて児童生徒一人ひとりに応じた歯と口の健康づくりを進めていきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校により、各学校では通常の年とは異なる状況で教育活動が進められており、年間指導計画の見直しや夏季休業期間の短縮により授業時数を確保するなど、計画的に学習活動を進めています。</p> <p>県では、再開後の児童生徒の学びの継続のため、少人数指導や個別的指導を行うための非常勤講師や、放課後等に補充的学習を行う学習指導員を配置するとともに、学校外で補助的な学習支援に取り組む市町や、外国人児童生徒への学習支援に取り組む市町に対して支援しています。</p> <p>今後も各市町や学校訪問などを通じて、学校ごとの学習進度や子どもたちの学習内容の理解・定着状況等、課題の改善に向けた取組について協議し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行います。</p> <p>部活動については、文部科学省や各中央競技団体、県高体連のガイドライン等をふまえ、練習時の留意事項や感染状況を踏まえた段階的な活動の実施、大会開催時における感染拡大防止の取組など、感染防止対策を講じたうえで実施することとしています。今後、感染症への対応に必要な事項については、県部活動ガイドラインに記載していきます。</p>
224	安全で安心な学びの場づくり	教育委員会	<p>不登校の子どもたちへの支援については、積極的な訪問等を通じて、子どもたちや保護者に学校以外にも多様な学びの選択肢があることが伝わるよう取り組まれたい。</p>	<p>子どもや保護者の不安に寄り添い、一人ひとりに応じた支援を行うため、不登校アドバイザーの助言を得ながらスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等が家庭訪問などの訪問型支援を進めており、教育支援センターに加えフリースクール等の民間施設など、多様な学びの場があることについて伝えていきます。</p>

1 『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
225	地域との協働と信頼される学校づくり	教育委員会	主指標である「コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合」は、新型コロナウイルス感染症の影響で現状値の維持さえも難しい状況にあると考える。目標達成のために、学校や地域に過度な負担をかけることのないよう進められたい。	新型コロナウイルス感染症の影響で学校と地域の方が一堂に会する機会を設けることが難しい状況ですが、地域と連携し、地域の声を学校運営に生かすことは重要であることから、学校や地域の状況に応じて、基本的な感染防止対策を徹底のうえ、必要な人数での活動やオンラインの活用など、実施方法について工夫しながら目標達成に向けて取り組んでいきます。

2 新型コロナウイルス感染症への対応について

1 感染症対策の徹底

学校での新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策を徹底するため、文部科学省の衛生管理マニュアルに加え、県教育委員会でも「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、家庭の協力も得て対策を進めています。

県立学校では、通学時の3つの密を避けるため、通学バスを増便するとともに、校内では、消毒作業などを担うスクールサポートスタッフを配置しているほか、特別教室等への空調設備の設置、トイレの洋式化、水道の自動水洗化など衛生環境の改善にも取り組みます。

児童生徒または教職員が濃厚接触者またはPCR検査を受けることとなった場合、県教育委員会も関わりながら、臨時休業の実施、児童生徒及び保護者への連絡、児童生徒への指導等の対応について事前に協議・確認しています。

感染が判明した場合、学校は、事前に確認しておいた対応を速やかに実施するとともに、保健所の指導を受け消毒作業を行います。また、県教育委員会も当該校にかかるネットパトロールを強化しています。

今後も、感染防止対策を徹底し、学びの継続との両立に取り組んでいきます。

【参考】

令和2年10月5日時点で、公立小中学校および県立学校の児童生徒（教職員含む）の陽性確認者数は、28人（うち教職員2人）となっています。

2 高等学校入学者選抜にかかる取組

(1) 受検機会の確保に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の影響により前期選抜、後期選抜および追検査が受検できなかった志願者については、追々検査を設け受検機会を確保いたします。

(2) Webによる合格者発表

令和3年3月18日の合格者発表については、各高等学校での掲示板による発表方法に加え、学校情報ネットワークの専用Webページに合格者の受検番号を掲載します。

(3) 今後の対応

志願者が不安を感じることはないよう、今月中に県内6地区で中学校関係者を対象に実施する説明会をはじめ、あらゆる機会を通じて丁寧に説明し、中学校に周知します。

また、今後の感染症の拡大状況に応じて、必要な対応を検討します。

3 高校生の就職支援にかかる取組

(1) これまでの取組

今年度は、高校生の就職を取り巻く状況が厳しくなると予想されています。

そのため、年度当初に就職アドバイザーを3名増員して計15名を就職希望者の多い高等学校に配置するとともに、各高等学校では、進路担当者と担任を中心に、経済状況が厳しい中でも生徒の進路を実現するための支援体制を整えました。

7月末の時点での求人数が、昨年度に比べ大きく減少している高等学校に対しては、全就職アドバイザーから収集した情報を提供し、新たな求人開拓につなげる取組も行っているところです。

(2) 今後の対応

今年度の採用選考は例年より1か月遅い10月16日から開始されますが、内定に至らなかった生徒が多い学校には、就職アドバイザーを集中して配置し、進路担当者ととともに更なる求人開拓を行ってまいります。

また、生徒がさまざまな企業から直接話を聞く機会として、11月に三重労働局による就職面接会、12月に県教育委員会が主催する合同就職面接会を開催します。

さらに、1月以降も新たな就職相談会の開催も検討し、就職を希望するすべての高校生の進路実現に取り組んでまいります。

4 偏見やいじめ・差別をなくすための取組

(1) ネットパトロールの実施

新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るため令和2年5月15日からネットパトロールを毎日（平日）実施しています。

(2) アプリ「ネットみえ〜る」の運用

SNSで児童生徒に関わるいじめや不適切な書き込みを発見した場合に、その書き込みをスクリーンショットで撮り、その画像や被害にかかる情報を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を令和2年6月23日から利用開始しています。

(3) 人権学習指導資料を活用した学習

児童生徒が不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動がとれる力を身につけるよう、令和2年5月に人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」を作成するとともに、9月には、学習指導資料その2として「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成しました。

これら資料について、県内すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配付し、各学校の実態に合わせて活用しています。

3 県立高等学校の活性化について

1 現状

県立高等学校の活性化については、平成29年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」（計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間。以下、「計画」という。）に基づき、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力や社会とつながり貢献する力の育成に取り組むとともに、生徒一人ひとりに応じた多様な教育や地域で学び地域を活かす教育を推進しています。

また、高等学校は、社会性の育成、幅広い教科・科目の開設、学校行事や部活動の充実のためには一定の規模が必要となることなどから、望ましい学校規模を1学年3～8学級とし、1学年2～3学級規模の高等学校については、学校ごとに活性化協議会を設置して、地域と一体となった活性化の取組を推進し、学校の魅力化に取り組んでいます。

2 取組状況

(1) 新しい時代を生き抜いていく力の育成

- 探究的な学習を核とした学びの質の向上をめざして、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校（桑名、四日市、津、松阪、伊勢、上野）等からなる「探究コンソーシアム」に参加する学校を中心として、生徒が日ごろ取り組んでいる課題研究を発表する「みえ探究フォーラム」を開催します。「みえ探究フォーラム」では、探究的な学びに興味・関心を持つ生徒が集まり互いに切磋琢磨する機会となっているとともに、県内における認知度も着実に高まり、課題研究のレベルアップにつながる取組となっています。
- これからの時代に必要となる創造的な課題発見・解決力を育むため、「学びのSTEAM化推進事業」により、企業と連携したSDGsの考え方をふまえた商品開発等、文理融合・教科横断的に課題を解決する実践研究に取り組んでいます。

（学びのSTEAM化推進事業実施校）

四日市南、相可、宇治山田商業、水産

- ICTを活用した学習活動に取り組めるよう、全ての県立高等学校へのICT環境（無線LAN環境、普通教室への電子黒板機能付きプロジェクター、学習用情報端末）の整備を進めています。また、オンラインを活用して、授業前に授業担当者から送信される授業説明資料等を事前に学習したうえで授業に臨む「反転学習」等の学習活動や、不登校や病気療養中の生徒への学習支援、暴風警報による臨時休校や災害時に学校が避難所となった際の学習機会の確保に向けた取組を進めています。

(2) 社会とつながり貢献する力の育成

- 政治や選挙に関する理解を深め、根拠を持って自分の考えを主張しつつ他者と合意形成を図り、公共的な事柄に自ら参画する意欲や態度を身につけられるよう、各校では、年間指導計画に基づいて、主権者としての意識を高める活動に取り組んでいます。

また、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを受け、高校教育において、これまで以上に消費者教育を充実させ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成するため、すべての高校で消費者庁作成教材「社会への扉」の活用を推進しています。

- 平成30年度に、全ての県立農業高校（四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳）でGAPの認証を取得しました。相可高校と明野高校では、全国の高等学校で初めてJGAP家畜・畜産物の認証を取得し、GAP認証取得を生かした流通や販売の学習に取り組んでいます。各校では引き続き、認証に向けた取組を進める中で、地域の農業の課題を発見し解決方法を考える活動に取り組んでいます。
- 四日市工業高校ものづくり創造専攻科では、地域の産業界や団体（協働パートナーズ（72社、6団体（令和2年9月現在）））の協力を得て、企業での研修や技術者による授業、大学の教員による専門科目の授業等、高度で実践的な教育を実施しています。1期生（令和2年3月卒業）11名のうち、10名が協働パートナーズを含む地域の企業に就職しました。
- 専門学科を設置する学校では、社会で必要となる実践的な力を身につけるため、資格取得の学習や全国的なコンクールの出場に向けた活動に取り組んでおり、以下のような全国レベルの実績をあげています。
 - ・ 第三種電気主任技術者試験（松阪工業高校）
 - ・ 情報処理競技大会（宇治山田商業高校）
 - ・ 調理師養成（相可高校）
- 生徒が、グローバルな視野や志を持ち、異なる文化に対する理解やコミュニケーション力を高め、国際舞台で活躍できる資質・能力を育成しています。令和3年1月には、三重県高校生レベル別英語ディベートセミナーをオンラインで実施します。
- 生徒が、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、全ての県立学校においてキャリア教育の計画を策定し、就業体験、異なる校種と連携した取組、県内で活躍する職業人による出前授業等に取り組んでいます。令和2年度は、子どもたちが他者と協働して問題解決に取り組む意欲や能力を育成するために、事前に設定した課題に対して解決策を見いだす課題解決型インターンシップを実施しています。また、外国人生徒が勤労観、職業観を形成し、地域社会へ参画できる力を身につけられるよう進学や就職に係るセミナーを実施します。

（3）生徒一人ひとりに応じた多様な教育の育成

- 高等学校において、発達障がいのある生徒に対するより専門的な指導・支援を行うため、平成31年4月から伊勢まなび高校で通級による指導を実施しています。今後、高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の支援をより進めるため、他校での実施に向けた取組を進めます。
- 不登校を経験した生徒や他の高等学校等からの転・編入学者等、定時制・通信制課程に在籍する多様な生徒に対して、学び直しの内容を含む授業や少人数講座、日本語指導の必要な外国人生徒への日本語指導など、さまざまな入学動機や学習歴の背景をふまえた指導に取り組んでいます。
- 外国人生徒支援専門員を飯野高校、みえ夢学園高校、北星高校に配置するとともに、新型コロナウイルス感染症対策応援募金により9月から上野高校（定）、松阪工業高校（定）にも配置して、学習支援や進路相談を行っています。また、授業アンケートを実施して、JSLカリキュラムを取り入れた授業の効果を検証しています。

(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進

- 1 学年 3 学級以下の小規模校では、令和元年度から地域課題の解決に向けた探究的な学びを展開する「地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業」を実施しています。生徒が地域課題や地域の特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら課題解決に取り組むことを通じて、これからの社会の変化に対応できる「生きる力」を育み、将来地域で活躍する姿を思い描くことができる高校生の育成をめざした取組を推進しています。
- 高等学校が自治体や産業界等と協働する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」において、地域の大学生や留学生と福祉・医療・環境等地球的規模の課題に関するディスカッションやディベートを行ったり、地域の方々から現状や課題を聴き取って地域課題の解決に向けた提案を考えたりするなど、探究的な学びを実現する取組を進めています。
- 高校生が地方創生や地域活性化の重要性について理解し、地域のことを主体的に考え行動する意欲や地域の課題解決に取り組む姿勢を身につけられるよう、フィールドワークや他地域の高校生とのディスカッション等に取り組む「高校生地域創造サミット」を実施します。令和2年度は、飯南・飯高地域でのフィールドワークを行った後、別日程で、オンラインによる班別ディスカッションと発表会を行います。
- 県立学校では、防災ノートによる防災教育のほか、県教育委員会から派遣される学校防災アドバイザーを活用して、体験型防災学習や保護者・地域住民等が参加する避難訓練などを行っています。また、志摩高校では、保育園や幼稚園、小学校、中学校と連携した防災訓練、南伊勢高校南勢校舎では、高校生による近隣の小中学校での防災学習など、地域の防災に貢献する活動に取り組んでいます。

(5) 小規模校における活性化の取組

現計画では、1 学年 2 学級以下（3 学級もこれに準ずる）の高等学校（白山、飯南、昴学園、鳥羽、志摩、水産、南伊勢、あけぼの学園、紀南）について、市町関係者・地元産業界・保護者・教員等で構成する協議会を各学校に設置し、地域と一体となった活性化に取り組み、その活動と成果について毎年度検証を行い、3 年間（平成 29～令和元年度）の取組経過後に、入学者の状況や進路実現の状況、活性化の取組など、その後の方向性を検討することとしています。

活性化期間の 3 年目にあたる令和元年度末に開催した各学校別協議会（コロナウイルス感染症拡大の影響で、一部の学校は令和 2 年度前半に実施）において、3 年間の活動とその成果についての検証を行いました。

3 年間の活性化の取組により、各地域では地域を学び場とした課題解決型の学習が広がるとともに、地域の支援を受けた補習等による大学進学の実現、高校と地域との交流・連携の進展などの成果がみられました。

一方で、各小規模校への入学者数は、学校が所在する地域における中学校卒業者の大幅な減少の影響もあり、厳しい状況となっています。活性化期間前の平成 29 年度と令和 2 年度の入学者選抜を比較すると、小規模校 9 校 10 校舎全体での募集定員は 120 名減となりましたが、欠員の合計は 94 人からさらに増え、165 人となっています。

各校における活性化協議会で、これらの状況をふまえた検証を行った結果、いずれの小規模校においても、現計画期間の残りの2年間において、引き続き学校と地域が一体となった活性化に取り組むこととなりました。

3 今後の対応

現計画は令和3年度末を計画期間としていることから、令和2～3年度にかけて三重県教育改革推進会議を中心に審議し、次期計画を策定していきます。

次期計画については、急速な技術革新による超スマート社会の到来や成年年齢の引き下げ等教育を取り巻く社会情勢が大きく変化するとともに、生徒数の減少が進む中で、将来を生きていく高校生にどのような学びが必要か、そのために高等学校はどのようにあるべきかなど、望ましい学校規模と配置を含め、さまざまな観点から議論し、今後の県立高等学校の方向性を示す必要があります。

その際、多様な観点・角度から調査し考察を加えるため、地域産業界や教育・文化等の分野、県立高校OBなどさまざまなバックボーンや経験を持つ方々で構成する「県立高等学校みらいのあり方検討委員会」を今年度新たに設置して、その議論等の結果を教育改革推進会議における審議に活かしていくこととします。

本県の中学校卒業生数は、令和4年3月に前年度を上回るものの、その後は減少傾向のまま推移することが見込まれていますが、地域によりその状況は異なっています。また、中学生を取り巻く社会情勢も地域ごとに状況が異なっていることから、伊賀・伊勢志摩・紀南の各地域協議会においても、今後の地域の高校教育や県立高校のあり方等について協議を継続していきます。

＜参考＞ 学校別活性化協議会設置校の活動の成果と今後の取組計画一覧

○白山高校

<p>＜3年間（H29～R1年度）の活動の成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業のユニバーサルデザイン化を進め、少人数指導、「朝学」を導入することにより、基礎学力の定着・向上が図られた。また、生徒の授業満足度も大きく上昇した。 ・野球部の甲子園出場をはじめ、複数の運動部の全国大会出場など部活動の活性化により、生徒の社会性や自己有用感を高めることができた。 ・インターンシップやボランティア活動など地域と連携した学びや活動を推進することができた。
<p>＜R2年度以降の主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善の取組の継続、「朝学」の内容の充実 ・生徒による地域プロデュースの発表、長期インターンシップの実施、外部人材を招聘した講演会等の実施など、地域と連携した学びの充実 ・地域や同窓会と連携し、部活動の充実・発展のための支援を実施 ・コミュニティバスの増便やJ名松線の施設整備等への要望活動を実施

○飯南高校

<p>＜3年間（H29～R1年度）の活動の成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から文部科学省事業「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（地域魅力化型）」に採択され、これまでのキャリア教育を柱として、地域社会において生徒が主体的、協働的に探究活動を組織的に進める体制（「地域人材育成コンソーシアム・いいなん」等）を構築することができた。 ・「学びの基礎診断」を効果的に活用して基礎学力の伸長を図る流れをつくるとともに、大学進学者への進路指導にかかるプロジェクトチームを組織し学校全体で取り組むことができた。 ・地元中学校、地域振興局、コンソーシアムの企業、地域住民、同窓会等と連携した活動が増えたことにより、地域の飯南高校への理解が深まった。
<p>＜R2年度以降の主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的なカリキュラム開発を継続し、地域と学校をつなぐコーディネート機構を強化 ・「学びの基礎診断」の効果的な活用方法の検討、授業改善のための教員研修の継続 ・令和3年度のコミュニティスクール導入に向けた体制準備 ・HPの更新やSNSの活用等を通じ、全国からも選ばれる学校を目指し県外への情報発信を強化

○昴学園高校

<p>＜3年間（H29～R1年度）の活動の成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元大台町と連携して、地域課題解決型キャリア教育に取り組み、地域の魅力や課題を知り生徒自らが主体的に課題を考え行動する学習活動を行った。 ・教育課程改革小委員会において魅力ある教育課程を編成し学習の充実を図るとともに、授業の空き時間を削減して学習機会を確保した。 ・週2回の「朝学」の実施や寮での学習活動により基礎学力の向上を図った。 ・校内ワーキングに全教員が参加し、学校改革に忌憚のない意見を出しながら活性化に取り組んだ。
<p>＜R2年度以降の主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高校生の地域留学のための高校魅力化支援事業」を活用した県外からの地域留学生の受け入れ体制の整備と、地域との連携による更なる学校の魅力化を推進 ・学力下位層の生徒への少人数の基礎力講座の実施（数学）等、基礎学力の向上をめざした取組を実施 ・学校ホームページの刷新や動画を活用した学校の魅力発信を実施 ・県外生徒の募集と地域留学を促進

○南伊勢高校度会校舎

<p>＜3年間（H29～R1年度）の活動の成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末を40台に拡充することで、クラス単位で授業に使用するなど、活用の幅が広がった。 ・専門学校講師による公務員講座や度会町役場でのインターンシップ等、進路実現のための取組を継続して実施した。 ・資格取得講座の対策指導を実施し、漢検2級や、英検準2級などの合格者を出した。 ・茶摘みや林業の体験、地域の史跡巡り等、地域の産業や歴史を学ぶ活動を地域と連携して実施した。 ・出前授業や部活動の合同練習等による地元中学校との交流、度会町の広報紙への掲載等により度会校舎の情報を広く発信することができた。 ・遠隔授業の実施や合同での進路行事により、南勢校舎との交流、連携が進んだ。
<p>＜R2年度以降の主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塾講師や度会校舎の教員等による進学対策課外授業の実施 ・進路ガイダンスとしての分野別相談会や進路に関わる講演会等の実施 ・度会町が主催する複数のイベント等への積極的な参加 ・度会校舎教職員や生徒による地元小中学校での出前授業の実施 ・ホームページの更新、ポスターやPR動画による一層のPR活動の実施

○南伊勢伊高校南勢校舎

< 3年間 (H29～R1年度) の活動の成果 >
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベント等に多くの生徒が参加して、ソーシャル・ビジネス・プロジェクト活動が広く周知され、町の活性化にも貢献した。 ・南伊勢町主催の防災訓練への参加、「総合的な探究の時間」での防災教育の取組、「東北被災地研修」への参加等、地域の防災リーダー育成の取組が進んだ。 ・地域創生アドバンスコースにおいて、「地域創生」「地域探究」等の授業で地域と一体となった学習を展開することができた。 ・H29年度から、課外授業や大学進学給付型奨学金の補助等で南伊勢町からの支援もあり、国公立大学を含む大学合格者を輩出するなど、生徒の進路実現を進めることができた。 ・遠隔授業の実施や合同での進路行事により、度会校舎との交流、連携が進んだ。
< R2年度以降の主な取組 >
<ul style="list-style-type: none"> ・授業やSBP活動で南伊勢町や町内小中学校と連携し、防災活動等を継続的に実施 ・度会校舎との遠隔授業を推進し、部活動でもより連携した活動を実施 ・基礎力診断テストやマナトレを活用して基礎学力を育成 ・あいさつ運動を随時実施 ・南勢校舎らしいイメージを「見える化」する広報やホームページの刷新により学校PRを推進

○鳥羽高校

< 3年間 (H29～R1年度) の活動の成果 >
<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥羽学」での海女文化のVR制作ならびに三重テラスでの発表会、地元商店街の活性化等の取組や「産業社会と人間」でのフィードバック等の活動を通じて、地域住民、鳥羽市役所や関係団体等と連携を深めることができた。 ・鳥羽市内の事業所や福祉施設の協力を得て、社会体験実習を行うデュアルシステムを開始し、より実践的な教育活動を充実させることができた。 ・到達度テストを活用して基礎学力の把握、分析、向上に取り組み、丁寧な指導で「わかる」授業を展開することにより、生徒が前向きに授業に取り組むようになった。授業規律が定着することで、生徒の問題行動も減少し、学校全体が落ち着いた雰囲気になった。 ・生徒による地元小学校への英語の出前授業を実施し、高校のPRを展開することができた。 ・台湾、中国の高校生と新たな交流の実践をはじめることができた。
< R2年度以降の主な取組 >
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の定量的把握、分析、基礎学力向上策の研究を進め、授業改善を実施 ・地域との連携をさらに進め、地域学習、地域・企業関係者等とのキャリア教育を実践 ・国際観光文化都市に位置する学校として、英会話に関する学習機会と国際交流を充実 ・学校PRに向けて、小中学校との連携・交流や地域行事への生徒参加を促進するとともに、学校の取組の情報発信を拡大、学校行事を地域住民等に公開し参加を促進

○志摩高校

< 3年間 (H29～R1年度) の活動の成果 >
<ul style="list-style-type: none"> ・「志摩学」を創設し、志摩に関するさまざまな事項を教科横断的に取り入れ、系統的な学びを「総合的な探究の時間」に実施する体制を構築できた。 ・コーディネーターや職場定着サポーターの支援を得て志摩市内の企業を開拓し、2年生全員がインターンシップを実施する体制が構築できた。成果をまとめる作業や生徒が発表する機会を創出したことで、生徒のコミュニケーション能力や発表力の向上につながった。 ・基礎力診断テスト結果の振り返り研修会、ベネッセの担当者を招聘した教員研修等に加え、放課後や長期休業中の全職員による課外での個に応じたきめ細かな指導により、生徒の基礎学力が向上した。 ・計画的で丁寧な進学指導により、令和元年度には国公立大学（三重大）へ1名、医療分野の上級学校へ19名が進学した。 ・2年間にわたりアンケートを実施することで、市内全中学生とその保護者、市内全小学生の保護者のニーズ等を把握するとともに、志摩高校の取組の認知度を向上させることができた。
< R2年度以降の主な取組 >
<ul style="list-style-type: none"> ・「志摩学」の系統的な学びの完成、地域を学びの場とした探究的な活動の体系化 ・語学を活かして、志摩市に貢献する人材を育成 ・生徒の個々の状況に応じた「学び直し」や、ICTを活用したわかりやすい授業を更に推進 ・教育、医療の分野に進学する生徒への進学講座等の支援を実施 ・志摩市回覧版への学校紹介チラシの添付、「志摩高通信」やWebページの頻繁な更新、志摩高生の地域イベント等への積極的な参加・協力などの広報活動を実施

○水産高校

<p>＜3年間（H29～R1年度）の活動の成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑名地区での学校説明会への参加や四日市市内の全中学校を訪問するPRを実施するなど、志摩市以外でのPR活動を積極的に行った。 ・県内広域や県外からの入学者を受け入れるための下宿については、地元住民や行政の協力のもと、現状において必要な数を確保することができた。 ・「地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業」を活用し、地域や大学等と連携し、磯ノミの改良やROV（水中ドローン）開発など生徒の探究活動を深化することができた。また、成果発表会で地域へのPRを行うとともに、生徒の表現力、コミュニケーション力、思考力の向上を図ることができた。 ・授業での指導と課外補習で、多くの生徒が資格取得に挑戦し、達成感や自己肯定感の醸成を図るとともに、生徒の進路実現につなげた。
<p>＜R2年度以降の主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産高校で学ぶ魅力を発信し志摩市内外からの一層の入学希望者を開拓 ・交通の便宜や下宿制度の構築を目指した志摩市との連携を強化 ・基本的な知識と技術の修得や資格取得で培われた専門性の更なる向上に向けた学習活動を実施 ・船舶・水産業の魅力等の実感により、専門分野への就職や進学意識を醸成 ・個々の生徒の資質や能力に応じた、ICT等を活用した義務教育段階からの学び直し等の支援と基礎学力の定着への取組を実施

○あけぼの学園高校

<p>＜3年間（H29～R1年度）の活動の成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育やきめ細やかで丁寧な指導が、意欲の向上や安心感を生み出し、本校への満足度につながった（生徒アンケートより）。 ・実践的な教育や校外での人との関わりは、自己肯定感や自信と誇りを育み、身だしなみや挨拶、マナーの向上などにつながった（同上）。 ・情報発信や地域連携、地域交流の取組により、地域の生徒や学校に対する理解が進み、中学生の安定した志願状況につながった。
<p>＜R2年度以降の主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して学べる学校（学びの保障、一人ひとりが生き生きと） →学力の分析と指導の一体化、ICTを活用した授業、外国にルーツを持つ生徒の日本語指導、特別な支援が必要な生徒への指導の研究 ・必要とされる学校（未来につながる魅力ある取組、人材育成） →つけたい力の明確化と指導の一体化、系列の見直し、地域理解・地域貢献できる人材の育成 ・選ばれる学校（情報発信の充実、新たな地域連携の推進） →学校HPでの学校紹介動画および「あけぼの学園日誌」の公開、地域連携事業の新たな取組

○紀南高校

<p>＜3年間（H29～R1年度）の活動の成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や同窓会等の支援を得ながら、「地域産業とみかん」「就労体験」等で生徒が地域産業の現状と課題を体験的に学ぶ体制を構築できた。また、生徒の発表機会増加により、コミュニケーション力、発表力、自己有用感が高まった。 ・文科省事業で生徒が主体的かつ相互に向かい合う授業の指導方法等について研究を行った。（H30～R1） ・地域との合同避難訓練や、地域医療と災害時の救急救命活動の実践を学習し競技する大会の実施など、地域と協働した活動で生徒の地域理解が進んだ。 ・「紀南の風」等の紙媒体、ブログのこまめな更新での発信や中学校での交流会で高校をPRできた。
<p>＜R2年度以降の主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設定科目「地域産業とみかん」・「東紀州学」等、地域を学びの場とした探究的な活動を主たる目的とした教育課程を類型化 ・地域イベントへの参加等、地域への協力と体験学習を兼ねた活動を拡大 ・地域医療・福祉を主体として、進学を目指すための教育課程を類型化 ・紙媒体、SNS、説明会等での効果的なPRを実施 ・生徒が学習成果を発表する機会を拡大

4 水産高等学校大型実習船「しろちどり」について

1 水産高校の概要

水産高校では、漁業や水産加工、航海技術などの学習に加え、専攻科を設けて国際航海ができる大型実習船「しろちどり」を活用し、専攻科卒業時に3級海技士国家資格の受験資格を得られる教育を実施しています。

また、真珠宝飾やアコヤ貝の養殖、実習船で漁獲したカツオの加工品の商品開発などにも取り組んでいます。

(1) 設置学科の特徴

① 本科（3年）

【海洋・機関科】

漁業・航海・船舶機関を扱うエンジニアのスペシャリスト、海技士（航海・機関）をめざす（5級海技士筆記試験免除）。また、海洋全般の工学分野の知識・技術を習得する。

【水産資源科】

食品製造、加工技術、流通、種苗生産・養殖、海洋環境、アクアリウム（飼育施設）、真珠宝飾の知識・技術を習得する。

② 専攻科（2年）（実習船「しろちどり」で1年3か月間の乗船実習を行う）

【漁業専攻科】

漁船や旅客船の船長や航海士として活躍できる知識・技術を習得し、3級海技士（航海）の取得をめざす。

【機関専攻科】

船舶機関士として活躍できる知識・技術を習得し、3級海技士（機関）の取得をめざす。

2 大型実習船「しろちどり」

水産高校の大きな特徴として、海技士国家資格を取得するために、2年間の専門的な学習を行う専攻科を設置し、実習船「しろちどり」による航海実習を行っています。実習船「しろちどり」は、漁業実習、航海・機関に関する実習、海洋資源の調査、体験航海など、実習及び調査を目的とした国際航海を行う実習船です。

(1) 現状

- ・ 専攻科では、実習船を活用した航海実習など、2年間の専門的な学習を行っており、生徒は合わせて1年3か月におよぶ長期間の航海を通して、実践的な知識・技術や判断力とともに、協調性や困難に立ち向かう力を身に付け、人間的にも大きく成長します。
- ・ 専攻科の卒業生の進路については、その多くが海運業や水産業の大型船をはじめとした船舶の船員として県内外で活躍しています。

- ・ 国際航海にて、パラオ共和国を訪問し、姉妹校であるパラオ高校の生徒たちと、スポーツや食など互いの文化を紹介する交流を進め、国際航海に必要な国際感覚を養っています。
- ・ 国が実施する、日本の周辺海域の水産資源に関する安定的な維持・回復に向けての調査において、県の調査機関の一つとして、しろちどりを活用しています。
- ・ 現在のしろちどりは、建造から20年が経過しており、今後も生徒の安全な航海実習を実施していくためには、新しい実習船が必要となっています。

(現しろちどり)

- ① 建造年月日：平成12年3月22日
- ② 総トン数：499トン
- ③ 乗船定員：70名
- ④ 航海実習：年間4回
4月～5月、6月～7月、10月～12月、1月～3月（国際航海）
9月体験航海（1年生全員対象、3日間）

(2) 今後の対応

本県の水産業は、全国でも有数の生産量を誇り、安全で安心な水産物の安定的な供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展に加え、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献しています。

こうした中で、本県においては、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」を本年4月に施行するとともに、本定例月会議に「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」を提案するなど、水産業の振興のための人材育成に取り組んでいくこととしています。

国においては、平成29年に策定した水産基本計画で、水産高校等関係機関と連携して、計画的・安定的な人員採用を行う等、継続的な乗組員確保に努めることとしています。また、「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」で、外航日本人船員の数を10年間で1.5倍に増加させることを目標としています。

今後、水産高校ではこれまでの学習に加え、生徒がさらに水産業に興味を持つことができるよう、大学と連携しての水中ロボットを使った水産資源調査など、教育内容の充実にも取り組んでいきます。

こうしたことから、建造から20年が経過している実習船しろちどりについては、生徒の安全を確保するとともに、最先端の航海技術を学べるよう、令和5年度末の竣工をめざして建造に向けた取組を進めます。

<今後のスケジュール（案）>

- ・ 令和3年度 設計
- ・ 令和4、5年度 建造
- ・ 令和6年3月 竣工予定

5 杉の子特別支援学校について

1 杉の子特別支援学校の状況について

杉の子特別支援学校は、昭和 49 年に、当時の国立療養所鈴鹿病院に入院する肢体不自由のある児童生徒のための学校として設置しました。入院する児童生徒が減少する傾向にあった一方で、県内の知的障がいのある児童生徒が増加してきたことから、平成 20 年度から鈴鹿・亀山地域の知的障がいのある児童生徒が通学する学校としました。

その後、平成 22 年度から石薬師高等学校の校舎の一部を利用し、高等部を対象とした杉の子特別支援学校石薬師分校を設置しています。

現在、小学部・中学部の児童生徒がさらに増加している状況であり、特別教室を活用するなど学校全体で工夫して学習に取り組んでいます。

杉の子特別支援学校および同石薬師分校 児童生徒数（令和 2 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
杉の子	37	58	90	68	70	76	87	84	81	84	91	84	88	101
石薬師分校	-	-	-	46	68	82	93	81	84	92	101	102	90	87
合計	37	58	90	114	138	158	180	165	165	176	192	186	178	188

2 鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒の通学区域について

鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒については、津市にある城山特別支援学校に通学することとしています。通学にはスクールバスで長時間を要しており、体力的にも負担が大きい状況があることから、城山特別支援学校への通学が困難な児童生徒については、市教育委員会と協議し、県の就学指導委員会での審議を経て、一人ひとりの状況に応じて杉の子特別支援学校に通学しています。

3 今後の対応

杉の子特別支援学校の狭隘化に対応するため、知的障がいのある中学部の生徒については、石薬師分校で学習できるようにします。中学部の生徒と高等部の生徒が同じ場所で学ぶことにより、中学部の生徒にとって高等部の生徒が身近な存在になることで自分の将来の姿をイメージしやすくなり、より早い段階から進路について考えられるようになることから、一貫したキャリア教育の取組を進めます。

新たな学習環境を整えるには、石薬師高等学校の校舎の一部を改修する必要があるため、石薬師分校での中学部の学習の開始は、令和 5 年 4 月からとします。

石薬師分校に中学部を設置することにあわせ、令和 5 年 4 月から、鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒が、より居住地に近い杉の子特別支援学校に通学できるよう通学区域を見直します。それまでの間は、児童生徒の障がいの状況や通学上の課題等により、城山特別支援学校への通学が困難な場合は、杉の子特別支援学校に通学できるよう個別に検討し対応します。

6 学力向上の取組について

1 小中学校での新学習指導要領にもとづく教育の推進

小学校は今年度から、中学校は令和3年度から新学習指導要領が全面実施されます。このため、新学習指導要領の趣旨、内容にもとづいた授業が実施されるよう、これまで研修会等で周知してきました。中学校については、今年度も引き続き、研修動画等による説明を行っています。

あわせて、新学習指導要領にもとづく授業が適切に実施されるよう、指導する内容や指導方法、学習評価について、オンラインによる研修会（国語、算数・数学、英語）を県内小中学校教員を対象に9回（9月～2月）実施します。

2 学習内容の理解・定着を図る取組

各学校では、夏季休業期間の短縮など年間指導計画を見直し、工夫しながら教育活動を行っています。令和2年度全国学力・学習状況調査が中止になる中で、各学校が、学習内容の理解の状況と課題を把握できるよう、みえスタディ・チェックを実施するとともに、定着状況を確認できるワークシートを各小中学校に提供しています。

(1) 児童生徒の理解・定着状況の把握

①みえスタディ・チェックの実施

- ・みえスタディ・チェックは、児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を進めるために実施しています。
- ・令和2年度第1回みえスタディ・チェックは、学校再開後の状況に応じて実施できるよう、実施時期を柔軟に設定しました。

対象学年：小学校第4学年、第5学年 中学校第1学年、第2学年

対象教科：国語、算数・数学、理科

- ・第2回みえスタディ・チェックは、これまでのみえスタディ・チェック等の問題を活用し、同一、同趣旨の問題で作成し、過去の状況と比較検証できるようにします。

対象学年：小学校第5学年 中学校第2学年

対象教科：国語、算数・数学

- ・実施後、結果を分析し、課題と指導のポイント、課題の改善を図るためのワークシートを各小中学校に提供しています。

②定着状況を確認するためのワークシートの提供

- ・昨年度3月から本年度10月までの学習内容の定着状況を確認するため、基礎問題で構成した「たしかめプリント」（学年：小4、5、6、中1、2、3教科：国語、算数・数学、理科）を全小中学校に提供します。（11月上旬）
- ・小5、中2までの学習内容のうち身に付けておくべき基礎問題で構成したワークシートを全小中学校に提供します。（2月下旬）

(2) 児童生徒の学習状況等の把握

- ・全国学力・学習状況調査では、教科に関する調査とあわせて児童生徒の学習意欲や学習方法、学習環境、生活等に関する質問紙調査が実施されています。
- ・今年度の全国学力・学習状況調査が中止になったことから、県教育委員会として以下の調査を実施し、9月に市町教育委員会に結果を提供しました。

(補足資料「児童生徒の学習状況等についてのアンケート結果」参照)

対象学年：小学校第6学年 中学校第3学年

質問内容：学習意欲や学習習慣に関する内容(16項目)

実施期間：令和2年7月1日～7月31日

① 自己肯定感、達成感等に関する質問への回答状況

- ・「自分にはよいところがある」「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」において、肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。
- ・「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」において、肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より減少しています。

② 生活習慣・学習習慣に関する質問への回答状況

- ・「家の人との対話」「平日の学習時間(1時間以上)」において、肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より増加しています。
- ・「家で自分で計画を立てて勉強している」において、肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。

③ 教科に対する興味関心に関する質問への回答状況

- ・「国語の勉強は好きだ」「算数・数学の勉強は好きだ」において、肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。中学生は、平成29年度以降、肯定的な回答割合が最も高くなっています。

3 1人1台端末を効果的に活用した教科指導への支援

(1) ICTを活用した効果的な教科指導に係る研修支援

- ・6月にオンライン教育に関する教員研修をWeb会議システムにより実施し、以降、アプリの基本操作や実践事例に関する研修を実施しています。
- ・今後も市町と連携した地域開催講座や、教員のICT活用能力向上のための研修を継続して実施していく予定です。

<今年度開催のオンライン教育関係の研修>

- ・6月19日 Web会議システムを使用し、「オンライン授業の進め方」についての研修会を実施
- ・7月30日 オンライン研修で、クラウドを活用した実践事例等を学ぶ研修を実施
- ・8月7日 Web会議システムの具体的な操作方法やオンライン授業について学ぶ研修を実施
- ・8月17日 情報モラル教育について学ぶ研修を実施
- ・9月18日 1人1台端末を活用した協働学習について学ぶ研修を実施

- ・ 9月25日 熊本市の事例を基にICTを活用した授業改善の取組について学ぶ研修を実施
- ・ 10月23日 県内の小学校でのオンライン授業の実践事例をもとに協議を行う研修を実施
以降、「1人1台端末基礎研修（仮称）」を毎月実施予定
- ・ 8月～12月 市町教育委員会と連携した「地域開催講座」として、ICTを活用した探究型の授業展開について学ぶ「教員ICT活用指導力向上講習会」を実施予定

(2) 小中学校におけるICT教育推進連絡会議の設置

- ・ 1人1台の学習端末が整備される環境をふまえ、1人1台端末を効果的に活用した教科指導等により、子どもたちの学習内容の理解・定着が一層図られるよう、県教育委員会と市町教育委員会の情報共有、意見交換およびそれらをふまえた取組の実施を目的として、9月に「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を新たに設置しました。
- ・ 今後、月1回程度開催し、授業の場面での効果的なICT活用方法の提示、効果的な指導案や教材等を学校内外の教職員間で共有できるような仕組みづくりなどについて協議します。

児童生徒の学習状況等についてのアンケート結果

1. 調査の概要

(1) 実施期間

令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）

(2) 対象

小学校第6学年、中学校第3学年

2 調査結果 ※数値は、肯定的な回答をした児童生徒の割合を示します。（ ）の数値は、全国との差を示します。

(1) 自己肯定感、達成感等に関する状況

- 「自分にはよいところがある」「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれる」「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」において、肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。
- 「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」「将来の夢や目標を持っている」「学校のきまり（規則）を守っている」において、肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より減少しています。

①自分にはよいところがある

	H29	H30	H31	R2
小学生	77.4(-0.5)	83.4(-0.6)	80.1(-1.1)	79.1
中学生	73.2(+2.5)	79.9(+1.1)	74.9(+0.8)	79.1

②先生は、あなたのよいところを認めてくれている

	H29	H30	H31	R2
小学生	87.2(+1.2)	86.4(+1.1)	87.8(+1.7)	86.8
中学生	82.2(+1.8)	84.2(+2.0)	83.1(+1.6)	87.1

③ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある

	H29	H30	H31	R2
小学生	95.1(+0.3)	—	95.3(+0.1)	92.8
中学生	95.5(+0.8)	—	94.3(+0.4)	93.2

④先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれる

	H29	H30	H31	R2
小学生	87.7(+2.6)	—	94.2(+2.5)	91.4
中学生	79.3(+3.8)	—	87.5(+2.9)	89.3

⑤難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している

	H29	H30	H31	R2
小学生	78.1(+0.7)	—	78.7(-0.3)	74.6
中学生	73.2(+2.2)	—	70.7(+0.4)	73.0

⑥将来の夢や目標を持っている

	H29	H30	H31	R2
小学生	84.4(-1.5)	83.7(-1.4)	82.6(-1.2)	78.7
中学生	71.2(+0.7)	72.5(+0.1)	69.5(-1.0)	69.4

※規範意識

学校のきまり（規則）を守っている

	H29	H30	H31	R2
小学生	92.8(+0.2)	88.6(-0.9)	92.0(-0.3)	88.6
中学生	96.5(+1.3)	96.0(+0.9)	96.9(+0.7)	96.1

(2) 生活習慣・学習習慣・読書習慣に関する状況

- 「家の人との対話」「平日の学習時間（1時間以上）」において、肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より増加しています。
- 「家で自分で計画を立てて勉強している」「授業時間以外の読書時間（平日10分以上）」において、肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。

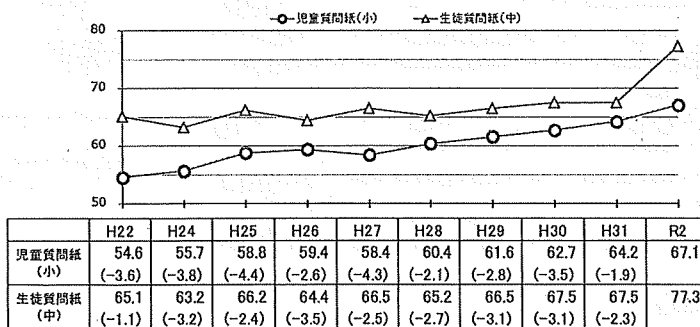
①家の人との対話

	H29	H30	H31	R2
小学生	77.6(-0.5)	80.0(-0.5)	76.6(-0.8)	78.0
中学生	74.0(-0.3)	75.4(-0.6)	76.0(-0.4)	77.7

②平日の学習時間（1時間以上）

	H29	H30	H31	R2
小学生	61.6(-2.8)	62.7(-3.5)	64.2(-1.9)	67.1
中学生	66.5(-3.1)	67.5(-3.1)	67.5(-2.3)	77.3

* 過去10年間の推移



・過去10年間の推移を見ると、1時間以上学習する割合は、増加傾向にあり、小中学校ともに令和2年度が最も高い状況です。

③家で自分で計画を立てて勉強している

	H29	H30	H31	R2
小学生	62.8(-1.7)	67.6(±0)	71.7(+0.2)	63.0
中学生	54.3(+2.8)	54.8(+2.7)	52.6(+2.2)	57.1

④授業時間以外の読書時間(平日10分以上)

	H29	H30	H31	R2
小学生	61.8(-1.5)	64.4(-1.8)	63.9(-1.8)	62.1
中学生	47.7(-3.7)	49.6(-3.9)	45.5(-4.9)	46.3

(3) 教科に対する興味関心の状況

○「国語の勉強は好きだ」「算数・数学の勉強は好きだ」において、肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。中学生は、平成29年度以降、肯定的な回答割合が最も高くなっています。

①国語の勉強は好きだ

	H29	H30	H31	R2
小学生	58.0(-2.5)	—	61.6(-2.6)	60.6
中学生	58.1(-2.4)	—	60.7(-1.0)	61.6

②算数・数学の勉強は好きだ

	H29	H30	H31	R2
小学生	66.7(+0.8)	64.0(+0.9)	70.1(+1.5)	69.5
中学生	57.7(+2.3)	54.4(+0.5)	60.2(+2.3)	64.0

(4) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況

○「これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」において、肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より減少しています。
 ○「学級の友だちと(生徒)の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」において、肯定的な回答割合が小中学生ともに平成29年度以降、最も高くなっています。

①これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う

	H29	H30	H31	R2
小学生	—	75.1(-1.6)	77.5(-0.2)	74.4
中学生	—	75.3(+1.5)	77.6(+2.8)	73.0

②学級の友だちと(生徒)の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う

	H29	H30	H31	R2
小学生	67.3(-0.9)	76.4(-1.3)	73.4(-0.7)	78.5
中学生	64.5(-0.3)	76.5(+0.2)	74.2(+1.4)	78.9

(5) 地域との関わりに関する状況

○「今住んでいる地域の行事に参加している」において、肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より減少しています。

①今住んでいる地域の行事に参加している

	H29	H30	H31	R2
小学生	68.3(+5.7)	66.7(+4.0)	74.1(+6.1)	71.1
中学生	47.2(+5.1)	49.6(+4.0)	56.8(+6.2)	54.4

7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和元年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町1577番地）
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 小川 貴弘（熊野市井戸町653-12）
指定の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H30	R1	H30	R1	
1 管理業務の実施状況	B	B			地域の豊かな自然を活かした「挑戦！ロングキャンプ」及び「ふれあいファミリー農園」等、様々な主催事業(26事業)を実施しており、協定に定める20事業以上を実施するとともに、「全国一斉あそびの日」(紀南レクリエーション協会)等関係団体との共催事業を15事業実施するなど、施設の周知と利用拡大に努めている。 施設の維持管理については、利用者からの指摘や提案などについて可能なものは直ちに対応するよう努めている点、優先度を定めた効率的な修繕計画に沿った修繕を行うとともに、職員で対応できる修繕は自分たちで行うなど、経費削減に取り組んでおり、協定どおりの業務計画を順調に実施できたと評価する。
2 施設の利用状況	B	B			主催事業の開催にあたっては、東紀州エリア、隣接する和歌山県の小学校にチラシ配布を継続するとともに、ZTV等のメディアを通して募集活動を行っている点や、地域の連携団体と協力して事業を展開している点、開催事業を地方紙等に掲載し、施設の認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めている。また、開所日の拡大に取り組むなど、利用者サービスの向上に取り組んでいる点を評価する。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標である施設延べ利用者数27,500人に対し22,961人、定員稼働率17.0%に対し13.0%と、ともに成果目標を下回ることになった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設として一年の中で最も利用者数が見込める2月～3月において、宿泊予約は例年通り入っていたが、主催事業の中止や宿泊予約のキャンセルが相次いだことによるものである。 また、施設運営の質を維持するための参考指標は目標を達成していることから、指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●野外活動等の体験プログラムや「挑戦！ロングキャンプ」及び「ふれあいファミリー農園」など幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、「全国一斉あそびの日」や「那智黒石祭り」など地域の各種団体と連携した共催事業も実施し、施設周知と利用者拡大に努めている。 ●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。 ●利用者への対応は、利用許可や料金収受に関する業務を適切に実施し、公正及び公平性の確保に努めている。 ●成果目標については、新型コロナウイルス感染症の影響で、2月、3月の繁忙期にキャンセルが相次いだことから、施設延べ利用者数は目標数27,500人に対して22,961人、定員稼働率についても、目標17%に対して13.0%となっており、ともに成果目標を達成できなかった。 <p>しかしながら、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたことは評価できるとともに、施設運営の質を維持するための参考指標である、利用者満足度は100%と、目標の90%以上を上回っており、目標を達成している。</p> <p>引き続き「新しい生活様式」に対応した安全・安心な施設運営を実施し、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組みながら、利用者サービスの向上と利用者拡大に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、閑散期対策として、平日を利用した主催事業の展開や、スポーツクラブ、文化クラブの合宿をはじめとして集団宿泊研修の更なる誘致にも努めていただきたい。スタッフブログによる事業報告等でPRを行い、事業への参加を呼び掛けていることから、県内外からの宿泊体験研修先として更なる利用者の拡大に取り組んでいただきたい。</p>
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況											
<p>①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金收受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。 ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。 ・主催事業及び共催事業では、「挑戦！ロングキャンプ」、「ふれあいファミリー農園」、ニュースポーツ及び冠大会等を開催、共催し、幼児から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習を実施した。また、昨年度に引き続き「英語に親しもう」を開催し、募集するとともにALTスタッフとも交流する場を設けた。 ・利用申請、利用許可及び利用料金收受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。 ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校40校へ配布し、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じて情報発信等を行った。また、地元CATV等を活用して主催事業のPRを積極的に行ったり、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらない「熊野少年自然の家の今」を伝えるなど情報発信の充実に努めた。 ・鈴鹿青少年センター、四日市市少年自然の家とともに3団体で職員の研修会を実施するとともに、相互事業間交流(オープンデー等)、運営方法について情報交換を行うことで、職員の自己啓発にもつながった。 <p>②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により施設改善を実施した。 ・令和元年度の修繕費の支出額は5,362,505円を要したが、老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施した。令和元年度においては、野外炊事場屋根等を中心に改善し、整備した。また、例年どおり緊急性を要する物件については、速やかに修繕を実施した。 ・短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。 ・令和2年度においては下足箱修繕等計画しているところである。 <p>③県施策への配慮に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元中学校2校の「職場体験活動」への協力依頼を受け、生徒3名を施設に受け入れ、自然の家の日常的な仕事を体験する研修を実施した。 ・四日市市少年自然の家、鈴鹿青少年センターとともに各々の施設において「遊びリンピック」を開催した。当施設ではミニSL車を芝生広場で走らせ賑わいを見せた。 ・「第25回中部広域観光フォーラム」(東京都)に参加し、教育旅行担当者に施設のPRを行った。 <p>④情報公開・個人情報保護に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。なお、令和元年度においては、開示請求及び情報漏えいはなかった。 ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。 <p>⑤その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 											
(2)施設の利用状況											
<p><設定目標></p> <table border="1"> <tr> <td>延施設利用者数</td> <td>27,500名</td> </tr> <tr> <td>定員稼働率</td> <td>17.0%</td> </tr> </table>	延施設利用者数	27,500名	定員稼働率	17.0%	<table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>延施設利用者数</td> <td>22,961人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定員稼働率</td> <td>13.0%</td> </tr> </table>	実績	延施設利用者数	22,961人		定員稼働率	13.0%
延施設利用者数	27,500名										
定員稼働率	17.0%										
実績	延施設利用者数	22,961人									
	定員稼働率	13.0%									
<p>・施設利用者の受入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。令和元年度は、不許可となる事例はなかった。</p>											

2 利用料金の収入の実績

<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金収入目標額6,403千円に対し、令和元年度実績4,060千円であった。 ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額317,760円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H30	R1		H30	R1
指定管理料	42,267,000	42,699,000	事業費	2,262,861	2,235,950
利用料収入	5,208,718	4,060,251	管理費	43,426,648	42,553,092
その他の収入	291,802	288,177	その他の支出	2,074,998	2,235,512
合計 (a)	47,767,520	47,047,428	合計 (b)	47,764,507	47,024,554
収支差額 (a)-(b)	3,013	22,874			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	317,760
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数 27,500人
	定員稼働率 17.0%
成果目標に対する実績	延施設利用者数 22,961人
	定員稼働率 13.0%
(参考指標)	施設利用者満足度 90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度 100%
今後の取組方針	新型コロナウイルス関連で、2,3月はキャンセルが多く、春休みに向けての利用希望がなく、成果目標を達成することが出来なかったが、「集団宿泊研修施設」としての目的を果たすうえでも、地域外の小中学校にも利用を促進していきたい。 引き続き、「新しい生活様式」に対応した安全・安心な施設運営を実施し、小中、高等学校のみならず、大学や一般企業にもPRを行い、県内外からの宿泊体験研修先としての利用促進に努めたい。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H30	R1	
1 管理業務の実施状況	B	B	「利用者アンケート」で指摘された意見等があれば、事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、改善できるものは直ちに着手するとともに、施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等については、なるべく外注せずに自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、昨年同様、専門性を要する事業については、外部委託とした。スタッフブログにおいては、実施した主催、共催事業の活動報告を掲載し、今後の参加を呼び掛けた。
2 施設の利用状況	B	B	県内の小中学校による「集団宿泊体験研修」を中心に、スポーツ・文化クラブの合宿の拠点として活用された。また、遠足の目的地として利用されることが多かった。主催事業においては、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な事業を行うとともに、地域団体やALTスタッフ等と連携して、野外炊事場、芝生広場等を開放して利用者の交流の場を設けるとともに「全国一斉あそびの日」「遊びリンピック」を開催し、広くPRに努めた。例年開催する「オープンデー」は新型コロナウイルスの関係で中止になった。
3 成果目標及びその実績	B	B	新型コロナウイルス感染症防止対策として2月以降の主催事業の中止や、例年2,3月に熊野市で開催されているスポーツ大会の中止で宿泊キャンセルが相次ぎ、当施設としては一年の中で最も宿泊者数が見込める時期に大きな痛手となったが、参考指標である、利用者満足度は100%と、目標である90%以上を達成している。 引き続き「新しい生活様式」に対応した、安全・安心な施設運営を行い、県内外からの宿泊体験研修先としての利用促進に努めていきたい。

※評価の項目「1」の評価 : [A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
[B] → 業務計画を順調に実施している。
[C] → 業務計画を十分には実施できていない。
[D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 : [A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
[B] → 当初の目標を達成している。
[C] → 当初の目標を十分には達成できていない。
[D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。


<p>総括的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス関係で本年度は成果目標で定めた延利用者数及び定員稼働率は達成することが出来なかったが、施設運営の質を維持するための参考指標である、利用者満足度については、100%と、目標である90%以上を達成している。 ・主催事業の開催にあたっては、平成25年度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の小学校へのチラシ配布を継続するとともに、ZTV等のメディアを通して募集活動を行った。また、応募過多の事業については講師と協議し、二度目の開催を計画したが、新型コロナウイルスの関係で一度しか実施出来なかった。 ・市、県及び地域の連携団体と協力して事業を展開した。開催事業を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。 ・「利用者アンケート」を入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や昼休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。 ・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。 また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。 ・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。令和元年度においては野外炊事場屋根採光部修繕を実施した。また、令和2年度においては、下足箱修繕等を予定している。 ・利用者の安全確認のため、「危機管理マニュアル」、「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることができるよう心がけるとともに、防災研修(AED取扱含む)を実施した。また、職員の資質向上に向けて各種研修会に参加した。 ・業務の執行は、事業計画に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人ひとりが複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、業務の目標を明確に掲げ、達成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営に努めた。 ・引き続き「新しい生活様式」に対応した、安全・安心な施設運営を行い、県内外からの宿泊体験研修先としての利用促進に努めていきたい。
---------------	--

熊野少年自然の家について

1. 目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

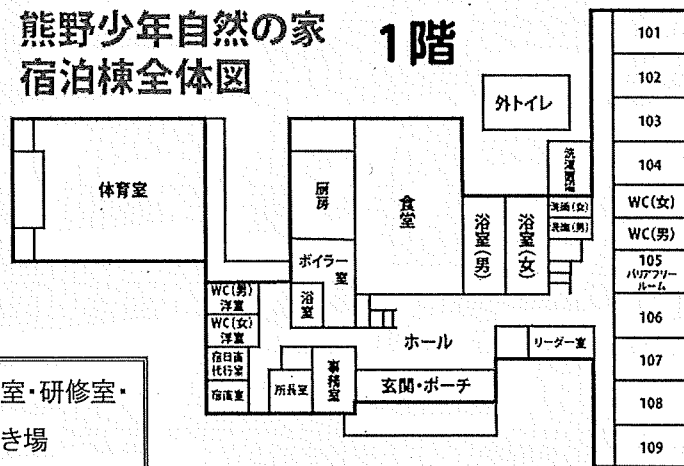
2. 施設の概要

所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構造	鉄筋コンクリート造等 2 階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m ²	
土地面積	20,375.08 m ²	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度～ 現在 3 期目(平成 30 年度～令和4年度)	

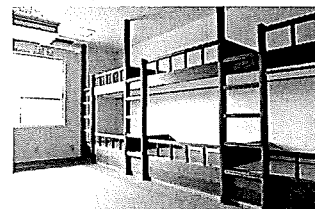
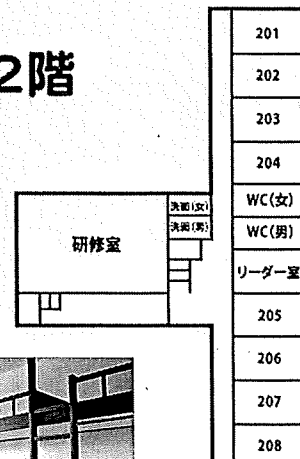
3. 施設設備内容



熊野少年自然の家
宿泊棟全体図



2階



宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・ 体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋
その他(屋外)	フィールドアスレチック・ふれあい広場・駐車場
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニ チレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・タ ーゲットパードゴルフ・ユニカール・キンボール・ フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊 事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13 センチ) 双眼鏡・実体顕微鏡

4. 利用実績(第2期)

	成果目標	H30	R1
延利用者数	27,500人	28,011人	22,961人
定員稼働率	17.00%	17.6%	13%

定員稼働率

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)						体育館(総合研修館)			研修室		
	県内			県外			通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他						
	小中以下	高校等		小中以下	高校等							
熊野少年 自然の家 宿泊定員200名	270	270	770	270	270	770	330	160	1時間 当たり	170	80	1時間 当たり

6. 主な主催行事(令和元年度分)

(年間 26事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
ホテル観察会	自由	100名	ホテルを観察しその姿を楽しみつつ、自然保護の大切さについて参加者で考える
星空観望会 (6回開催)	自由	157名	季節の星空や天の川、そして月や惑星などの天体を口径45cmの天体望遠鏡を使って観察する
溪流で遊ぼう!	自由	22名	熊野山間部の溪流に行き、親子で溪流釣りやカヤック、水泳を行う
挑戦! ロングキャンプ	小学4年生以上	35名	自然の中で、4泊5日のテント生活をしながら、海や川で水遊びを体験し、自然とふれあい自然についてみんなで深く考える学習
びっくり化石発掘会	小学生以上とその保護者	36名	太古の生き物についての関心を高めるとともに、身のまわりのモノや現象を注意深く観察することの大切さを学ぶ
野外料理教室	小~中学生の親子	154名	自然の中で、親子で協力しながら、料理をするとともに、他の参加者との交流の輪を広げる(年4回)

7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和元年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県体育協会 理事長 村木 輝行(鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③センター利用料金の收受等に関する業務 ④センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H30	R1	H30	R1	
1 管理業務の実施状況	B	B			多様な創作体験活動メニューを利用者に提供するとともに、幼児から一般まで幅広い年齢層が利用できる主催事業(23事業)を実施しており、協定に定める20事業以上を実施している。 また、施設の維持管理では、劣化が著しい設備等について、早期に必要な修繕を行うことで、利用者へのサービスの質の維持に努めるとともに、利用者からの指摘や提案等について、可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる点も評価できる。 加えて、東海3県の競技団体、県立学校、小中学校、地元事業所への施設利用の周知を行うなど、施設の利用促進に向けた活動を行っている。
2 施設の利用状況	A	B	-	-	当該施設は、学校や少年団体等による集団宿泊研修を中心に利用されるとともに、主催事業においては、幼児から一般までを対象に、自然体験及び生涯学習の場を提供し、幅広い層に参加いただいている。また、東海3県の競技団体など、県外利用者にも広く利用いただいている。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標である施設延利用者数は73,300人に対して65,927人、定員稼働率は目標26.5%に対して22.2%と、ともに成果目標を下回ることになった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月に実施を予定していた主催事業である「センターフェスタ」の中止や、例年通り入っていた2月以降の宿泊予約等のキャンセルが相次いだことなどによるものである。 また、施設運営の質を維持するための参考指標は、目標を達成していることから、指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

※「評価の項目」の県の評価
「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●各種キャンプ及び自然科学教室、伝統工芸品の創作体験プログラム等幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業を実施するなど、利用者サービスの向上と施設の周知拡大に努めている。なお、新型コロナウイルスの影響により、2月以降の主催事業を一部中止した。 ●施設設備の維持管理について、専門性を必要とする管理業務や修繕は、外部に委託して適切に安全管理を行うとともに、運営に重大な影響を及ぼすことのないよう、早期に必要な修繕を実施している。 ●利用許可や料金收受に関する業務について、公正及び公平性の確保に留意し適切に行っている。 ●成果目標については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2月以降の主催事業の中止や宿泊予約等のキャンセルが相次いだことなどから、施設延利用者数については目標73,300人に対して65,927人、定員稼働率については目標26.5%に対して22.2%となっており、ともに成果目標を達成できなかった。 <p>しかしながら、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金收受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できるとともに、施設運営の質を維持するための参考指標である利用者満足度は99.5%と、目標の90%以上を上回っており、目標を達成している。</p> <p>引き続き、「新しい生活様式」に対応した安全・安心な施設運営を実施し、学校や少年団体等への利用の働きかけを行うとともに、企業など様々な団体の集団宿泊研修のさらなる誘致や、利用のない市町の教育委員会や特別支援学校、県立高校等への周知に努めていただきたい。</p> <p>また、施設設備の修繕については、引き続き経年劣化を適切に把握し、緊急度、影響度に応じて計画的に実施していただきたい。</p>
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和元年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県体育協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- 管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の収受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。
- 利用及び指導業務では、原則として宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用方法の説明を行った。指導面では利用団体の生活面だけでなく、センター職員が創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。
- 青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、23の主催事業を開催した。幼児から一般まで幅広い層にわたって、自然体験活動及び生涯学習の場の提供をすることができた。
- 利用許可及び利用料金の収受等に関する業務では、利用許可の基準・利用料金の納入方法を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。
- 利用者アンケートで寄せられた意見や職員からの提案等対応可能な箇所から適宜対応を行うことで、施設の利便性向上を図った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 令和元年度は総額8,932,824円の修繕を実施した。平成30年度と比較すると約37万円増額となったが、施設設備の老朽化が進む中で、雨漏り修繕、トイレの汚水配管からの漏水、空調設備の配管の腐食、大浴場の給湯配管からの漏水などの修繕を実施した。指定管理者提案時より支出実績が増加しているが、これらの当初予定していなかった箇所の修繕等突発的な故障対応を行なったことによる。
- 大規模な修繕が必要となる箇所のリストを作成し、三重県教育委員会と情報共有を行っている。

③県施策への配慮に関する業務

- 人権尊重社会を目指し、多くの人々が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインの実施に努めた。
- 新型コロナウイルス感染防止対策として、2月以降の主催事業の一部の実施を取りやめた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- 情報公開については、平成12年度に「公益財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」を策定しており、これに基づき対応を行っている。
- 個人情報については、平成17年度に「公益財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行っている。また、個人情報保護方針のホームページ掲載や館内掲示、申込書等には、個人情報の取扱いを明示している。施設内での個人情報が掲載された申請書等は、外部へ漏洩しないように保管ロッカーは施錠し、職員一同で厳重に注意し、保管・管理を行っている。
- 令和元年度における情報開示請求はなく、個人情報の漏洩もなかった。

⑤その他の業務

- 東海3県の競技団体、県立学校、地元事業所や鈴鹿市・津市の小中学校へ文書等による利用促進活動を行った。また、主催事業について地元の広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布した。

(2)施設の利用状況

<目標>		<実績>	
施設延利用者数	73,300名	施設延利用者数	65,927名
定員稼働率	26.5%	定員稼働率	22.2%

施設利用許可は、基本協定書第9条に基づき定めた利用許可基準を設けて許可判断を行い、令和元年度は不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

- センターで独自に定めた目標施設利用料42,200千円に対して、令和元年度実績は35,304千円となり、目標値から6,896千円減となった。
- 利用料金の免除
保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合は、引率指導者は被引率料金とし、研修室料金の免除を行った。また、学校行事の場合を除き、3歳以下の乳幼児利用は免除とし、令和元年度の利用料金免除額は1,278,070円となった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H30	R1		H30	R1
指定管理料	60,082,000	61,094,000	事業費	3,553,156	5,053,226
利用料金収入	45,439,233	35,304,440	管理費	98,987,073	97,211,181
その他の収入	5,652,601	7,332,712	その他の支出	23,609,477	4,740,466
合計 (a)	111,173,834	103,731,152	合計 (b)	126,149,706	107,004,873
収支差額 (a)-(b)	△ 14,975,872	△ 3,273,721			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	1,278,070
---------	-----------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設延利用者数	73,300人
	定員稼働率	26.5%
成果目標に対する実績	施設延利用者数	65,927人
	定員稼働率	22.2%
(参考指標)	施設利用者満足度	90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度	99.5%
今後の取組方針	2月以降の新型コロナウイルス感染症対策のため、主催事業の中止や宿泊予約等のキャンセルが相次いだことなどから、成果目標を下回ったが、体調不良者の入場防止、利用者が密にならないような配慮や利用箇所の消毒の徹底など、引き続き「新しい生活様式」に対応した、安全・安心な施設運営を行いながら、利用者の受け入れの促進や主催事業を実施していく。	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H30	R1	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期指定管理者から継続している交代制勤務の勤務時間を19時15分から22時30分まで大幅に繰り下げ、利用者への対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。 ・施設維持管理では、雨漏り、空調設備の異常、汚水管の漏水、大浴場給湯配管からの大規模な漏水など施設設備の老朽化による破損、故障等が増加しているが、運営に重大な影響を及ぼすことのないよう、あらかじめ計画していた設備の更新等から差し替えて早期の修繕を実施した。また、サービスを低下させない範囲で利用団体に対して省エネの呼びかけを行うとともに、利用団体がいない日は館内消灯と空調停止を行って省エネと経費削減に努めた。 ・東海北陸地区青少年教育施設研究大会や三重県青少年施設協議会に職員を派遣し、他の施設の職員と意見交換等を行って職員の資質向上を図った。 ・電力会社との契約プランを見直し、光熱水費を節減した。
2 施設の利用状況	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊利用に関しては、利用者アンケート等の意見や要望について対応可能な箇所から随時対応し、また、職員が利用者の視点に立って事前準備を行い、活動しやすい施設を提供することを心がけた。このことによりサービスの向上につながり、利用者の定着化を図ることができた。 ・日帰り利用に関しては、音が出ることから会場確保に苦慮している音楽系団体の利用についても、他団体に影響の出ない範囲で受入を行い、定期的に利用する団体の増加を図った。 ・閑散期にはスポーツ合宿の受入を行うことができるよう本協会指定管理施設三重交通Gスポーツの杜鈴鹿との調整や、本協会所有施設のスポーツマンハウス鈴鹿との情報共有を図り、受入の促進を図った。 ・毎年開催されるイベントのスケジュールが変わると宿泊人数の大幅な増減が出やすいことからイベント情報などを事前に入手し対策を講じていく必要がある。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策のために2月以降に主催事業の中止や、利用団体のキャンセルが相次いだことなどにより、利用人数、定員稼働率ともに前年度から下落し、成果目標を達成することができなかった。参考指標である、利用者満足度については、99.5%と、目標である90%以上を達成している。 ・引き続き、「新しい生活様式」に対応した、安全・安心な施設運営を行い、これまで利用してきた学校や少年団体等に広く利用されるよう働きかけて利用者の確保に努める必要がある。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

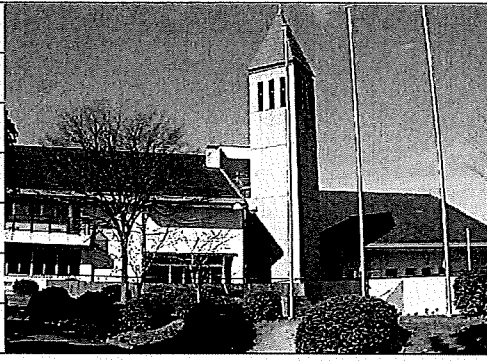
<p>総括的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期指定管理者として、職員のサービス意識やコスト意識が向上し、各職員が自らの役割を認識した上で利用者に対して接している。 ・経費を抑制するために、専門的な場合を除き、可能な限り職員や設備管理員で対応を行うという意識が職員に定着し、空き時間等を活用して簡易な修繕などを行っている。 ・社会教育施設という役割とともに、サービス業である宿泊施設という意識をもって、アンケート結果などを活用して、利用者が使いやすい施設提供を心がけて業務を行なった。 ・成果目標については、新型コロナウイルス対策のために年度末に主催事業の中止や、利用団体のキャンセルが相次いだことなどもあり、結果としては達成することができなかった。参考指標である、利用者満足度については、99.5%と、目標である90%以上を達成している。
---------------	---

鈴鹿青少年センターについて

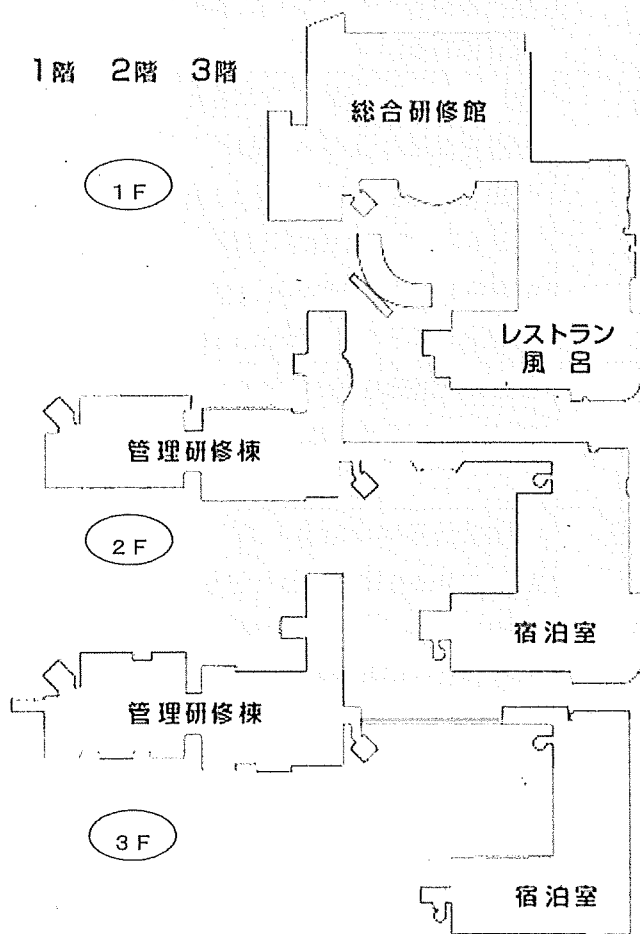
1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口	
開始年	昭和 60 年	
構造	鉄筋コンクリート造等 3 階建て等	
宿泊定員	368 名	
延床面積	6,477.07 m ²	
土地面積	20,070.08 m ²	
指定管理者	公益財団法人 三重県スポーツ協会	
指定管理導入	平成 18 年度～ 現在 4 期目(平成 30 年度～令和 4 年度)	

3. 施設設備内容



管理研修棟	事務室・所長室・会議室・保健室・文化室・宿直室・創作室・OR室・大研修室・研修室・談話コーナー
宿泊サービス棟	食堂・ホール・大浴場・小浴場・身体障害者用浴室・談話コーナー・宿泊室(和室、洋室)・リーダー室
総合研修館棟	エントランスホール・ステージ・フロアー(テニスコート1面、バレーコート2面、バドミントンコート3面)
その他(屋外)	野外ステージ・つどいの広場・駐車場
主な備品	ピアノ・電子オルガン・ビジュアルプレゼンター・パソコン・プロジェクター・オリエンテーリング用具・野外炊飯用具一式・キャンドルサービス用具・天体望遠鏡・各種スポーツ用具など

4. 利用実績(第4期)

(第4期)	成果目標	H30	R1
延利用者数	73,300人	74,238人	65,927人
定員稼働率	26.5%	26.7%	22.2%

定員稼働率:

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)												体育館(総合研修館)			大研修室		
	県内(通料料金)			県内(オフ料金)			県外(通常料金)			県外(オフ料金)			通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他	青少年		その他	青少年		その他						
	小中以下	高校等		小中以下	高校等		小中以下	高校等		小中以下	高校等							
鈴鹿青少年センター 宿泊定員368名	520	940	1,570	320	630	1,050	1,050	1,880	3,140	630	1,260	2,100	1,880	940	1時間 当たり	1,120	560	1時間 当たり

※オフ料金: 11/1~12/17、1/7~2月末の各期間の日~木曜日(ただし、祝前日を除く)

6. 主な主催行事(令和元年度分)

(計23事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
単級学級学校交流会	希望学校	138名	単級学級の学校同士が野外炊飯や創作活動と一緒にいき、友好、交流を深める。
レッツチャレンジ 2019 ・野外炊飯・創作活動 ・カヤック体験・テント泊 ・自然体験 ・登山	小学5年生 ~ 中学2年生	61名	自然の中で異年齢の子どもたちが共同生活をしながら感動ある体験を通して、自然のすばらしさを知るとともに、自然に対する理解や愛情を育み自己肯定感の向上を図る。 (3泊4日と日帰り登山1日)
大人の学校シリーズ ・篆刻、そば打ち、ウォーキング	成人	延117名	各分野の講師を招き、様々な生涯学習の機会を提供する。(全4講座)
キッズチャレンジスポーツ	小学校 低学年	延475名	小学校低学年を対象にスポーツに触れる機会を提供するとともに、地元のスポーツクラブの協力を得てハンドボール教室を行った。

8 鈴鹿青少年センターの見直しについて

1 見直しの方向性

平成 29 年度から実施してきた県有施設の見直しにおいて、鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という。）については、令和 2 年 3 月に「民間活力の導入（PPP/PFI など）」の方向性としました。

センターは、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和 59 年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施していますが、

- ・学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、
 - ・指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、
 - ・鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という。）に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられること、
- を考慮し、センターおよび森公園を活用した PPP/PFI などの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととしました。

2 これまでの主な経過

平成 30 年度から令和元年度にかけて、民間事業者との対話や、民間活力導入可能性調査を行いました。

○平成 30 年 8 月

「平成 30 年度第 1 回みえ公民連携共創プラットフォーム」（百五銀行主催）において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取

【意見概要】

- ・センターのみでなく、森公園と一体活用する方が効果的
- ・ネット予約化し、大部屋の一部をシングル・ツインに改修するなど一般利用客の拡大

○平成 30 年 11 月

「平成 30 年度第 2 回みえ公民連携共創プラットフォーム」（百五銀行主催）において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取

【意見概要】

- ・センターおよび森公園の立地ポテンシャルは高い
- ・企業向け、異業種交流合宿所など社会人や高齢者も対象とすべき
- ・家庭教育、子育て支援の居場所づくりは需要がある
- ・民間アイデアを凝らした新たな事業展開ができる可能性がある

○令和元年 6 月～令和 2 年 1 月

「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」により、①現利用者アンケート調査、②施設劣化度調査、③現地での試験的イベント（社会実験）、④経営シミュレート分析、⑤民間事業者サウンディング調査を実施

【結果概要】

①現利用者アンケート調査（センターのみ）

- ・リピーターは全体の7割を占め、サービスについては満足している割合が高いが、施設設備については多くの要望、不満がある。

②施設劣化度調査（センターのみ）

- ・設置から35年経過し、水回りや空調の配管全般、屋根外壁等全般、その他主要設備（電源、浴室など）について大規模改修は避けられない。

③現地での試験的イベント（社会実験）

- ・イベント実施すれば多くの来場者がのぞめるアクセス、立地の良さをあることを立証できた。ただし、今回のイベント実施時には一時的に駐車場が不足したことから、駐車場整備（森公園）などの課題を解決する必要がある。

（ドッグラン（森公園）、パークゴルフと青空ヨガ（森公園）、マルシェとフラダンスショーなど（センターおよび森公園）、ジャパンコーヒーフェスティバル in 鈴鹿（センター））

④経営シミュレート分析

- ・机上計算による初期整備費や運営費などのコストと売上（収益）を比較した経営シミュレーションを実施したところ、少人数部屋リニューアルやパークゴルフは黒字になり、新機能付加の可能性が示された。

⑤民間事業者サウンディング調査

- ・官民連携実績のある事業者や公園運営事業者など計4社と対話したところ、「企画立案段階から民間の意見を取り入れること」、「既に一定の利用者をもつセンターを利用できる点が良い」、「新規導入する機能だけでなく営業時間や利用料金等への提案自由度を高めること」、などの意見があった。

○令和2年1月

大学教授、民間事業者幹部などを含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、民間活力導入可能性などについて意見を聴取

【意見概要】

- ・センター施設は老朽化しているが、リピーターが7割を占めているということは、公共施設としての存在意義、価値があるということであり、採算だけを重視するのではなく、両施設がもつ公共性の意義を改めて整理すべき
- ・青少年育成を目的として設置された両施設だが、現利用実態や今後の方策を考えた場合、社会人や高齢者もターゲットに含めるべき

3 今年度の取組について

(1) コロナ禍での民間企業の状況把握

新型コロナウイルスの感染拡大による、センターと森公園への民間活力導入への影響等を調査するため、令和2年8月上旬および9月上旬に、これまでに調査協力を求めた民間企業4社にヒアリング調査を実施しました。

慎重な意見もあった一方で、変わらず投資意欲はあるという意見もあったことから、引き続き、民間事業者との対話や、コンサルタントからの情報収集に努めていきます。

【意見概要】

- ・魅力ある案件への新規投資意欲はある。コロナ禍影響の終息には2～3年かかると考えており、今後2～3年でオープンする案件はタイミングも良く、前向きに考えられる。
- ・飲食、宿泊など深刻な影響を受けている業種もあるが、そうでない業種もある。また、リスクの捉え方も各社一様ではなく、延長凍結、先行投資を厭わない、慎重に様子見するなど、企業により様々であり、コロナ禍影響について一概には言えない。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいては、宿泊需要も戻らないことが想定される。

(2) 今後の進め方

引き続き、現指定管理者（(公財)三重県スポーツ協会）や鈴鹿市と調整・協議を行うとともに、これまでの調査結果や民間意見をふまえつつ、新型コロナウイルスの影響変化などにも留意しながら、年内をめどに、森公園と一体となり、民間活力を導入した次期運営の基本的な考え方（コンセプト、民間に求める水準^{※1}、事業スキーム等）を取りまとめていきます。

なお、公募条件の具現化、資料作成等にあつては、専門家である官民連携アドバイザー（建設コンサルやシンクタンク等）の支援も必要となります。

※1 民間に求める水準

コンセプトを実現するにあたり、公共側の考えや決定事項だけでなく、事業アイデアや事業採算性（持続可能な事業運営）などについて、民間提案を尊重する事を基本にし、これまでにない魅力ある提案を呼び込むことができる募集要項案（要求水準案）を策定すること。

9 三重県総合教育会議の開催状況について

1 令和2年度第2回総合教育会議

(1) 開催年月日 令和2年7月2日

(2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）

(3) 協議事項 ① 三重県教育施策大綱に基づく取組の振り返りについて
② 不登校児童生徒への支援について
③ いじめの防止について

(4) 主な意見（○：教育委員会、●：知事）

① 三重県教育施策大綱に基づく取組の振り返りについて

- 新型コロナウイルス感染症により、社会は今まで経験したことがないことに直面し、課題を解決するため、判断力やスピード感が必要になった。生き抜いていく力が備わるよう、学校で挑戦や失敗などを経験し、社会に輩出できる教育環境が必要で、大綱に沿って、社会総がかりで取り組んでいきたい。
- どこに焦点を当てると改革が進むのかという戦略的な観点も必要である。学力が向上した転換の契機は、学校が動き出したからである。学校が主体となる取組をどのように支援していくのかという観点で教育委員会事務局に注力していただきたい。
- 「みえ県民意識調査」の調査項目「学びの充実」に関する指標である「子どものためになる教育が行われていると感じる県民の割合」が第9回調査結果で調査開始以来最高となった。この調査では、理由まで聞くようにはなっていないが、自由記述欄に多くの意見を書いていたので、活用していきたい。

② 不登校児童生徒への支援について

- 社会人になるまでに、不登校の子どもが抱える課題を解決するためには、他県の好事例もとり入れつつ、教職員や学校、保護者がどのような早期対策・対応をとれば成果に結びついたのか、エビデンスに基づく対応をしていくことが大切である。
- 不登校児童生徒を将来的にひきこもりにしないためには、高校生にも教育支援センターのような学びの場を提供するとともに、サイバー空間上でも良いので、不登校児童生徒が安心できる居場所を確保し、社会とのつながりを持てる環境をつくる必要がある。また、教育と福祉が一体となった支援のあり方についても検討することが必要である。
- 不登校生徒の時差登校を実施したことで、不登校生徒が減少した事例を聞いた。学校・教職員の負担も増えると思うが、教職員の働き方の工夫等もしながら、こうした成功事例を採り入れていくことも必要ではないか。
- 教育ビジョンの大きな考え方のひとつに「誰一人取り残さない教育の推進」を掲げており、学校を含め多様な学びの場において、不登校児童生徒や保護者への支援にしっかり取り組んでいきたい。

また、教育支援センターのあり方について、市町教育委員会と検討していきたい。保護者は孤立しがちであると想定されるため、県や市町の相談機関や情報共有できる場の周知等に取り組んでいきたい。

- 小学生については、早期対応が特に重要だが、教職員だけでは即座に動けないこともあることから、相談員等の専門人員を学校に配置するなどの整備も必要ではないか。
- 教職員は、子どもたちの不安に寄り添い、見えにくいところを発見していきけるよう、資質向上を図ることが必要である。不登校の背景が複雑化・多様化しているため、不登校児童生徒への対応を蓄積・共有し、次につなげていくことが大切である。それが、未来の不登校児童生徒の減少や教職員の効果的な対応につながるのではないか。

今年度からスタートした「三重県地域福祉支援計画」では、教育と福祉の連携を担う人材養成も進めるとしているのので、しっかり取り組んでいきたい。

③ いじめの防止について

- 平成30年度の認知件数が前年度と比較して増加しているのは、教職員のいじめ認知力の高まりを示している。しかし、人口1,000人当たりの認知件数を全国平均と比較すると低くなっており、課題がある。いじめが表面に現れにくい原因として、被害生徒が声を上げられないこと、大人の認知能力が低いこと、いじめはなくなるという大人の認識の3つがあげられる。このため、いじめという言葉を用いず、気持ちを聞く匿名アンケート等により幅広く生徒の声を拾う工夫や、教職員の資質向上と保護者への啓発、大人社会のいじめ根絶に取り組む必要がある。
- 子どもの様子がおかしいと察する力はスキルより資質によるところが大きい。本県における教職員の採用基準を見直すことにより、そのような資質を持った教職員を増やすことができるかもしれない。
- コミュニティ・スクールを採り入れている学校は、いじめが減ってきているという話を聞く。教職員や保護者の目の届かないところでいじめは発生するので、地域の人に見てもらうことは効果的である。いじめを1件も認知していない学校と、コミュニティ・スクールの関係を調べてほしい。
- 認知件数の高い府県における教職員の採用基準の状況や、コミュニティ・スクールといじめの認知の相関について確認したい。子どもへのアンケートについては、子どもたちの素直な思いをすくいとれるようさらに工夫していく。いじめを見つけられないことが一番いけないことであるという認識を教育委員会と学校でしっかり共有していきたい。
- 初期対応と経験の共有が重要である。経験の共有によりいじめを未然に防ぐ仕組みがあるか、あるいは、機能しているかを確認することが大切である。
重大事態があった県で認知件数が急速に増加しているのは、重大事態により教職員の意識が高まったためと推測される。その経験を学校間・市町間を越えてしっかり共有が進む仕組みを考える必要がある。

- 今後は、具体事例を題材に、被害生徒の立場に立って取り組むこと、重大事態に至った事例で、組織的な対応が早期にできなかった例などを校種間・市町を越えて共有し、教職員の認知力を向上できるよう検討したい。
- いじめ調査委員会の報告によると、重大事態に発展した事例においては、最初の受け止めの段階で、被害生徒と加害生徒の認識のズレが大きいことが多い。初期対応のケーススタディをしっかりと共有する必要がある。

2 令和2年度第3回総合教育会議

(1) 開催年月日 令和2年8月26日

(2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）

(3) 協議事項 ① 子どもたちの安全・安心について
② 学校における働き方改革について

(4) 主な意見（○：教育委員会、●：知事）

① 子どもたちの安全・安心について

- 毎年着実に地道な取組を続けていくことが子どもたちの基礎的な能力を高めることにつながる。防災ネットワークや家庭・地域を巻き込んで防災教育を行い、意識を高めていくことが重要である。
- 児童虐待相談件数について、全国では1、2割増えているにも関わらず、三重県で増加していないのは、コロナ禍の中で子どもたちが登校しておらず、発見が困難な状態にあるのではないかと推測され、いかに発見していくのが課題である。
- 国立成育医療研究センターの調査で、多くの子どもたちが感染を秘密にしたいと回答していることは、偏見・差別を恐れているためだと思う。子どもたちには、正確な知識を持つことの大切さや感染の事実を隠すことが感染拡大を招くことを伝えるとともに、教職員や保護者にも啓発していく必要がある。
- 多くの学校で2学期が始まったので、改めて学校の基本的な感染対策を徹底したい。また、他県の感染事例を注視し、同様の状況が発生した際、迅速な対応ができるようにしたい。
教職員は児童虐待を発見しやすい立場であるとの認識を改めて共有するとともに、地域コミュニティとの連携を高めることで虐待の速やかな発見につなげたい。地域関係者とのコミュニケーションの観点を今後の人材育成においても捉え直して取り組んでいきたい。
- 日頃の備えを今一度見直し、関係機関が一体となって取り組むことが大切である。4、5月の児童虐待件数が増えていないのは、休校により学校からの通報が少ないことが影響していると考えていたが、学校の再開後もあまり増えていない。
コロナ禍で学校・市町・警察が市民の方と接触しにくいことで、連携不足となり、早期発見の見落としがないう、関係機関でしっかりと取り組んでいくことが大切である。

② 学校における働き方改革について

- 部活動を熱心にしたい教職員や子どもが多い現状をふまえると、勤務時間全体の中で部活動の指導時間をどう考えるのかという視点が必要ではないか。また、退職した教職員に指導者として加わってもらい、部活動を指導する教職員が休める環境をつくる取組をもっと進めてはどうか。
- 今年度から、年 360 時間、月 45 時間の時間外労働の上限が設けられたことが、数字合わせではなく根本的な業務改善につながるようにしていくことが大切である。業務改善が進まない根本的な要因としては、教職員の仕事に際限がないということもあるが、部活動や学業における成果主義の影響がある。教職員が、勤務時間を守りながら成果を上げていくイメージを持ってないことが一番の課題である。全国の先進的取組を参考にし、働き方改革の取組を実践するモデル校をつくり、その事例・経験を横展開してはどうか。
- 管理職が、なぜ残業を削減する必要があるのかということを明確に伝えることにより、教職員は、決められた時間の中で優先順位を意識し、仕事をする事となる。また、管理職は各教職員の残業内容を把握し、その必要性や適時性について判断し、マネジメントを行うことが重要である。
- 保護者の視点に立つと、学習指導や部活動の指導に熱心な教職員はありがたい存在ではあるが、過重労働とならないよう、管理する側で、業務分担を見直すことが必要である。また、県教育委員会においても、学校とともに業務改善や適切なマネジメントを推進する対策を講じることが、教職員一人ひとりが子どもと向き合う時間を大切にできることにつながる。
- 上限時間が設定されたことを前向きにとらえ、個々の対策の目的や必要性、効果を今一度確認し、働き方改革の具体的な対策を検討していきたい。

月 45 時間を超えた時間外労働の要因を把握しているところであるが、今後は、その要因を分析し、より効果的な対策につなげていきたい。

子どもたちの学びと働き方改革の両面を推進するにあたり、教職員と外部人材のより効果があるバランスについても、引き続き検討していきたい。
- 三重県の学校においては、学校マネジメントシステムを導入し、その中で勤務時間の目標数値を設定している。その実現のために、学校関係者評価委員の意見を活用し、組織的に PDCA サイクルを回すべきである。
- 教職員一人ひとりにおいて、業務改善やそれに伴う時間外勤務の縮減がなぜ必要なのかという理解が進めば、働き方改革は必ず進めていけると考えている。個々の教職員の理解を抜きにして、方法論のみに陥らないようにするとともに、子どもたちや保護者の満足度や安心感を高めていくという本来の目的を果たしていけるよう、働き方改革に取り組まなければならない。

10 審議会等の審議状況について

(令和2年6月3日～令和2年9月16日)

1 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	令和2年6月25日
3 委員	<p>会長 鶴原 清志 副会長 小林 まり子 委員 近藤 恵理子 他17名 (うち出席者19名)</p>
4 諮問事項	令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について
5 調査審議結果	<p>令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会等に対して指導、助言または援助するための資料となる「令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」について、審議を行いました。</p> <p>審議会では、国語、書写、社会(地理的分野)、社会(歴史的分野)、社会(公民的分野)、地図、数学、理科、音楽(一般)、音楽(器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野)技術・家庭(家庭分野)、英語、道徳の順に、教科書の特徴についてポイントを絞って、該当箇所をプロジェクターで提示しながら説明するとともに、各委員が各教科書を閲覧したうえで、審議を行いました。審議の結果、「令和3年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」は、委員の方々の意見をふまえ一部を修正することとしたうえで、承認されました。</p>
6 備考	

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和2年7月17日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他4名 (出席者6名)
4 諮問事項	社会教育の推進と、地域の教育力向上に向けた県事業の実施計画及び実施状況について
5 調査審議結果	<p>新たな教育ビジョンのもと、「さまざまな主体との連携・協働」、「地域の課題や多様な学習ニーズへの対応」、「社会教育関係者の資質向上」の3つのテーマについて、県事業の実施計画及び実施状況を説明し、取組の方向性や具体的な方策についてご意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域では、自らの地域課題を十分認識している状況とは言えない。まずは、地域課題の見える化を進めていくことが必要。 ・地域課題の解決は、地域住民の参加により実施されるが、ここに地域の中高大学生を巻き込むことが重要。また、公民館を地域課題解決型学習の拠点として進めるべき。 ・地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座は非常に満足度が高い。必要なスキルを体系的に学べる場の提供を続けていくことは重要。
6 備考	次回開催予定：令和2年10月15日

3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和2年7月27日
3 委員	会長 櫻井 治男 副会長 森 誠一 委員 林 良彦 他12名（出席者15名）
4 諮問事項	令和2年度三重県指定文化財の指定等に関する諮問、審議について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会から、令和2年度の文化財保護の取組状況について説明した後、新たに3件の有形文化財（彫刻2件、古文書1件）を県指定文化財に指定を行うことについて、諮問を行いました。</p> <p>これら3件の文化財の調査を進め、次回審議会で審議を行うことが了承されました。</p>
6 備考	次回開催予定：令和2年12月

4 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第1回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和2年8月19日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 荻原 彰 委員 石川 正浩 他6名 (出席者9名)
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代における本県の高校教育のあり方について ・不登校児童生徒への支援について
5 調査審議結果	<p>【主な意見】 (新たな時代における本県の高校教育のあり方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の目標を明確にするためには、生徒同士の学び合いや職場体験などの積み重ねが大切であることから、ICTの活用も進めつつ、学校で集う状況での学びも大切にする必要がある。 ・人との関わりが苦手な生徒は、対話型の授業は苦手で、逆に、コロナ禍で進展したオンライン学習を好む生徒もいる。今後は、自分に合ったスタイルの授業を選択できるようにすることも必要である。また、コロナ禍の影響で、対人関係の構築の機会が乏しくなったことから、例年以上に新高校1年生の不登校生徒が増えたと実感している。 ・高校に入学することが目標となっており、そのため入試が終われば勉強への意欲を失ってしまう生徒もいるため、将来の目標をより明確に持てるよう、高校に入る前に職場体験などの経験をすることが、高校入学後の学習意欲の向上につながるのではないかと。 <p>(不登校児童生徒への支援について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に行かなくなるという「現象」を目の当たりにして、周りの大人は子どもが不登校の状態であるということに気付くが、その背景にはその子が育ってきた状況や環境といった不登校に至るまでの「原因」がある。不登校状態を生まないようにしていくためには、いかに「原因」に目を向け、周囲が気付いていけるかが重要である。
6 備考	次回開催予定：令和3年2月